

新旧対照表

○北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

新	旧
<p>(職員配置に係る特例)</p>	
<p>第13条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、<u>条例第47条第2項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が1人となるときは、当該保育士に加えて、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。</u></p>	<p>第13条 削除</p>
<p>2 <u>前項に規定する事情に鑑み、当分の間、条例第47条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を、保育士とみなすことができる。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>3 <u>第1項に規定する事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、条例第47条第2項に規定する保育士の数の算定については、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>4 <u>前2項の規定を適用するときは、保育士(前2項又は附則第8項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、常時、保育士の数(前2項の規定の適用がないとした場合の条例第47条第2項の規定により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>5 <u>第1項から第3項までの規定を適用したときは、当該保育所の設置者は、知事が別に定めるところにより、知事に届け出なければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>6 <u>前各項の規定は、知事が別に定める地域に所在する保育所(法第46条第3項の規定による勧告若しくは命令又は同条第4項の規定による命令(以下この項において「勧告等」という。))を受けた日から3年を経過しない者が設置している当該勧告等の対象となった保育所を除く。)に限り適用する。</u></p>	<p>(新設)</p>